

給与勧告の仕組み

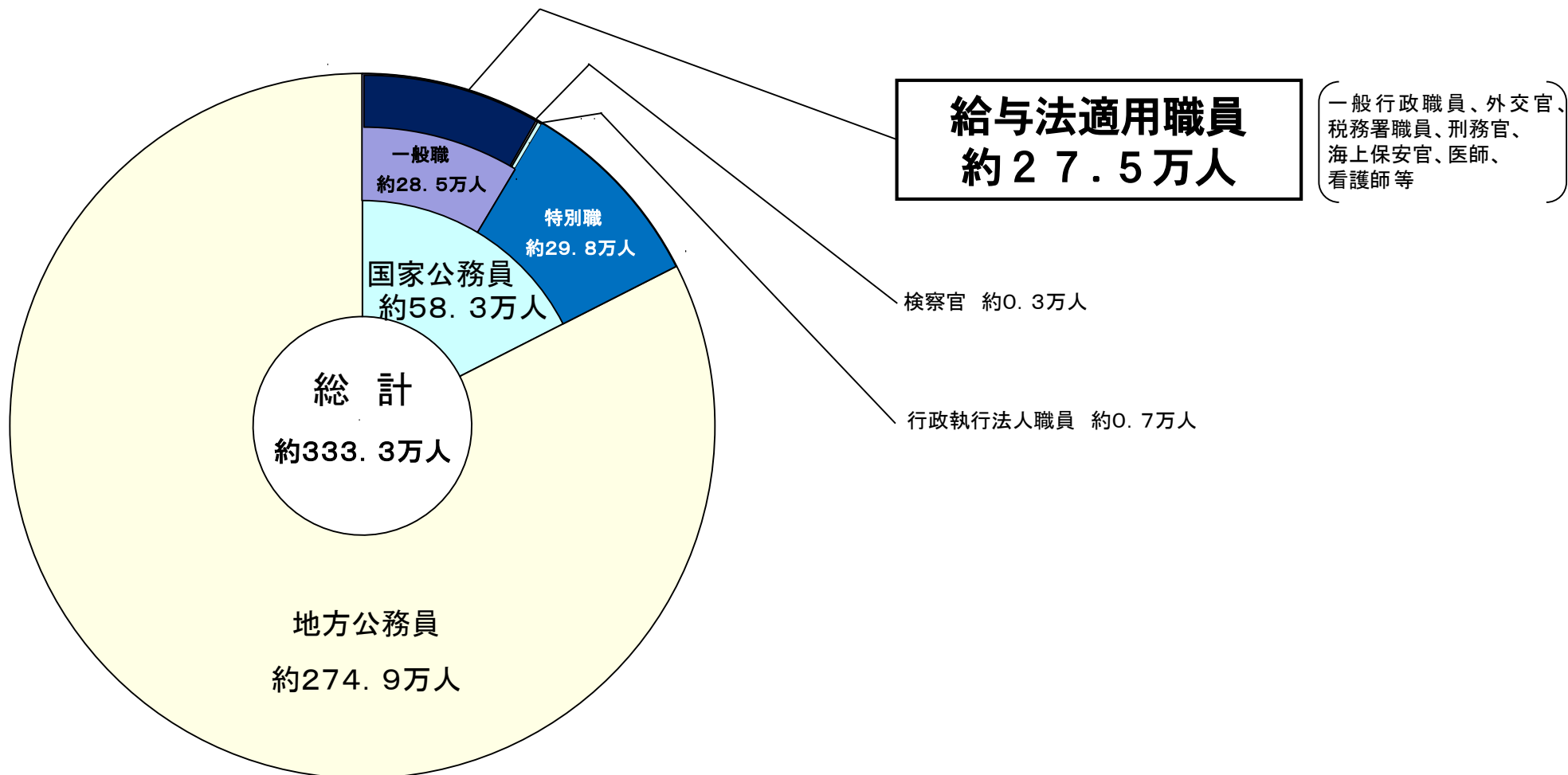
平成30年8月
人事院

目次

| | |
|------------------------|---|
| ① 給与勧告の対象職員 | 1 |
| ② 給与勧告の手順 | 2 |
| ③ 民間給与との比較 | 3 |
| ④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) | 4 |

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.3万人と、地方公務員約274.9万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.5万人です。



- (注) 1 国家公務員の数 は平成30年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数 は総務省「平成29年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。
3 人員は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

国家公務員給与の調査

個人別調査

4月分給与

約25万人
（新規採用者等を除く）
全員を対象

各地域において有識者、
中小企業経営者等と意見交換

各府省、職員団体等
の要望・意見を聴取

国家公務員（行一）と民間の月例給を比較

役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較
（ラスパイレス方式）

情勢適応の原則
（民間準拠）

水準の改定、俸給制度・諸手当制度の見直し

人事院勧告・報告

国会
（給与法の改正）

法案提出

内閣
（勧告の取扱い決定）

民間給与の調査

企業規模50人以上かつ
事業所規模50人以上の
事業所を实地調査

母集団事業所
約58,400事業所のうち、
約12,500事業所を調査

従業員別調査

4月分給与

約53万人を対象

事業所別調査

給与改定や
諸手当の支給状況

ボーナス

（前年8月から当年7月まで）

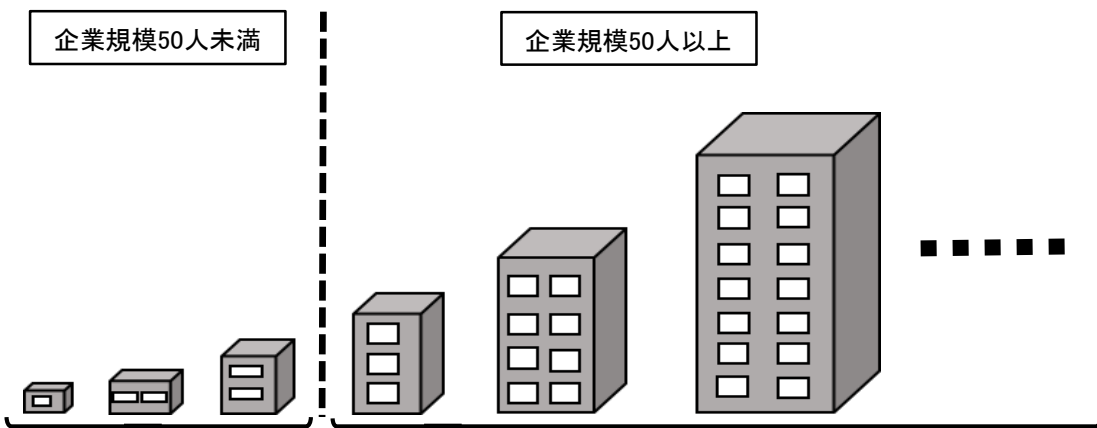
国家公務員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較

（平成30年の例）

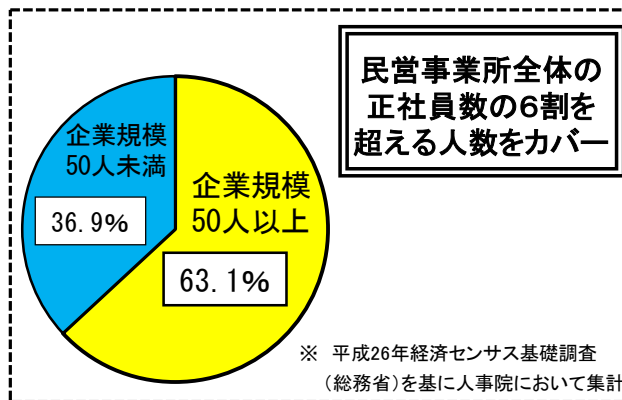
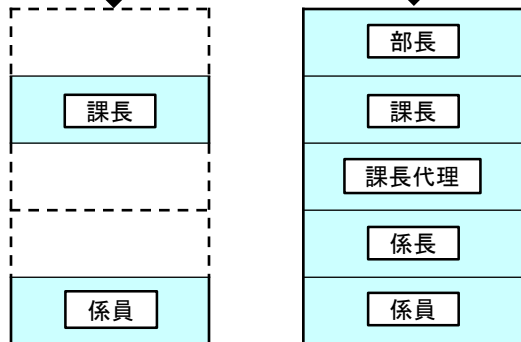
③ 民間給与との比較

調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、実地による精緻な調査が可能



(役職段階の例)



民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウエイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階

(部長、課長、係長、係員等)

勤務地域

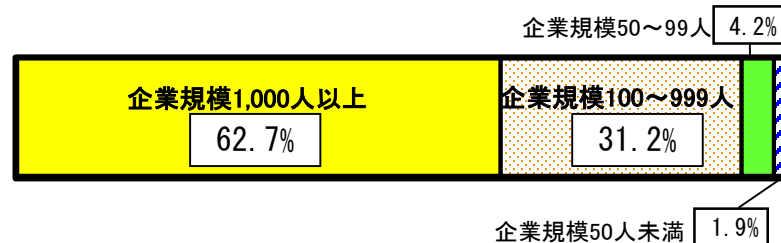
(地域手当1級地(東京23区)~7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

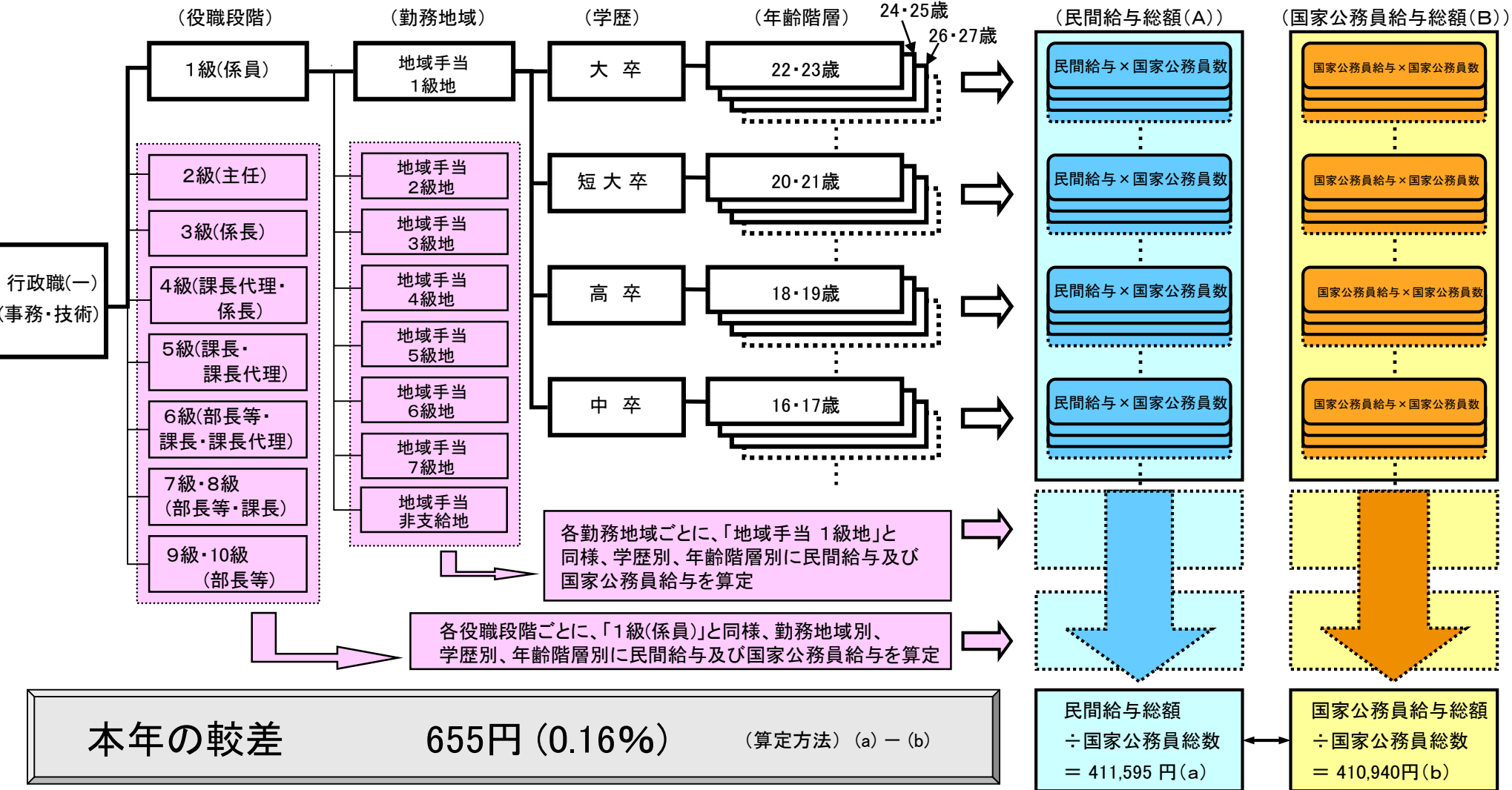


※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象[人事院調査]

④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 平成30年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出
 (注2) 平成30年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出